

社会福祉法人 木下財団

助成金交付規則

(総則)

第1条 木下財団は、(以下「本財団」という。)本財団定款第1条に掲げる社会福祉事業に対し助成を行うため、この規則を定める。

(助成事業の選定基準)

第2条 助成の対象となる社会福祉事業(以下「助成事業」という。)は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 助成事業の計画及び方法が、目的を達成するために適切であり、かつ助成により事業の効果が十分に発揮できると認められるものであること。

(2) 当該助成事業は、営利を目的としないものであること。

(助成の対象団体等)

第3条 助成を受けようとする施設、団体(以下「助成事業者」という。)は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

(1) 事業計画に従って遂行するに足る能力を有すること。

(2) 助成事業者は、別に定める業種の施設、団体とする。

(3) 助成事業者として、不相当と認められる行為がなかったこと。

(交付申請)

第4条 助成事業者は、助成金交付申請書(様式1)に次の各号に掲げる書類各一部を添えて本財団に提出しなければならない。ただし本財団が特に認めた場合には、添付書類の一部を省略することができる。

(1) 見積書、物品の購入はカタログ、また工事は平面図も添付

(2) 定款又は寄付行為(未法人は会則等)

(3) 役員名簿

(4) 法人・施設共に前年度の収支決算書(少額備品の場合は施設のもののみ)

(5) 法人・施設共に本年度の収支予算書(少額備品の場合は施設のもののみ)

(6) 法人は、貸借対照表、財産目録

(7) 事業案内書(施設案内図を含む)

(助成金交付の審査及び決定)

第5条 本財団は、前条の申請書等を受理した場合は、別に定める助成審議会に諮問し審査を受けるものとする。

2. 本財団理事長は助成審議会の決定に基づき、理事会に諮り助成金の交付決定を行うものとする。

(助成金の交付決定通知)

第6条 本財団は、前条により助成金の交付を決定した場合は、助成事業者に対し、助成金の交付額及び交付の条件並びに支払いの方法等所要の事項を通知するものとする。

2. 助成事業者は、前項の通知を受けた場合は、事業の実施に関する誓約書(様式2)を2週間以内に本財団に提出しなければならない。

(助成事業者の代表者等の変更)

第7条 助成事業者が代表者を変更した場合は、遅滞なく本財団に届け出なければならない。

2. 助成事業者が法人の名称(未法人は、団体・施設の名称)、又は、所在地を変更した場合も同様とする。

(助成金の支払い方法)

第8条 助成金の支払いは、一括払いとする。

(助成金の支払いの請求及び交付)

(第9条) 助成事業者は、助成事業完了と同時に、立替払いをし、領収書等必要な書類を添えた助成金支払申請書(様式3)を本財団に提出し、助成金交付日の通知を待つこと。

2. 本財団は、前項による申請書を受理した場合は、これを審査し、且つ必要ある時は、調査等を行い、その内容が適正であることを確認のうえ助成金を交付するものとする。

(助成金の目的外使用禁止及び経理区分)

第10条 助成事業者は、交付された助成金を当該助成事業以外の用途に使用してはならない。

2. 助成事業者は、助成事業に関する経理については、他の経理と区分して処理しなければならない。

（ 助成事業の計画の変更 ）

第11条 助成事業者は、第6条第1項の規定に基づく助成金の交付決定通知に記載されている事項の変更を求める場合は、あらかじめ変更の理由及び経費の積算を記載した計画の変更に関する助成事業計画変更承認申請書（様式4）を提出して本財団の承認を受けなければならない。

（ 助成事業の中間報告 ）

第12条 本財団は、助成事業の適正を期するため必要のあるときは随時実施状況を調査し、または報告を徴することができる。

（ 事業の完了報告 ）

第13条 助成事業者は、当該助成事業の完了後、2ヶ月以内に助成事業の完了報告書（様式5）を本財団に提出しなければならない。

（ 助成物件の管理 ）

第14条 助成事業により取得した物件の管理期間は、助成事業の完了の日の属する年度（国の会計年度）の終了後3年間とする。ただし、本財団が必要と認めた場合は、その期間を延長又は短縮することができる。

2. 前項の物件の維持、管理は善良なる管理者の注意をもってしなければならない。

（ 助成金交付の辞退 ）

第15条 助成事業者は、第6条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた後、やむを得ない事情により助成金の交付を辞退しようとする場合は、その理由を記載した書類を遅滞なく本財団に提出しなければならない。

（ 助成金交付決定の取消等 ）

第 16 条 本財団は、助成事業者が次の各号の一に該当する場合は、助成金の全部又は一部の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付の申請につき不正の事実があった場合
- (2) 助成事業を中止した場合
- (3) 助成事業を遂行する見込がなくなった場合
- (4) 第 3 条の各号の要件に適合しなくなった場合
- (5) その他この規則又は交付の条件に違反した場合

第 17 条 本財団は、前条により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができるものとする。

附 則

この規則は、昭和 57 年 3 月 1 日から施行する。

この改正の規則は、令和 5 年 3 月 10 日から施行する。